

平成30年 第6回総会・会議録

1. 日 時 平成30年6月8日(金) 午前10時～10時40分

2. 場 所 小倉南区生涯学習センター3階 視聴覚室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
13番 下澤 繁道	14番 古海 博	15番 濱中 興三
16番 稲光 進	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (12名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (3名)

17番 奥野 泰美智	26番 尾上 進	30番 立岩 新吉
------------	----------	-----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	嘱 託 橋本 哲治

6. 報告事項

報告第28号 非農地証明願について	5件
報告第29号 農地法第3条の3規定による届出について	1件
報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	13件

7. 議案及び結果

議案第 25 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 26 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について (農政関係)	2 件
議案第 28 号	平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について	1 件
議案第 29 号	平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) に ついて	1 件

事務局長	<p>おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 6 回 東部農業委員会総会を開催したいと思います。総会に入ります前に本日の委員の皆様のお出席状況でございますが、33 名中、30 名のご出席でございますので定数に達しております。では以降の進行ですが井手尾会長、よろしくお願いたします。</p>
井手尾会長	<p>皆さんおはようございます。ただ今より、平成 30 年 第 6 回総会を開催します。農地関係議案、報告第 28 号から事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 6 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。 平成 30 年 6 月 8 日 北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義</p> <p>報告第 28 号 非農地証明願について <第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、5 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 29 号農地法第 3 条第 3 規定による届出について <第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、1 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 30 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に ついて <第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、2 件ご報告いたします。</p>

報告第 31 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～13 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、13 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、地元委員の補足説明をお願いします。大川委員をお願いします。

大川委員

合意解約ということで問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 25 号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた、第 1 項、門司区猿喰地区担当の村上委員をお願いします。

村上委員

この件につきまして、荒木さんの土地が少し荒れておりまして、近藤さんが作ってあげるということで売買契約を結ぶことになりました。以上です。

井手尾会長

それでは第 2 項について、小倉南区曾根新田北地区担当の岩谷委員願

いします。

岩谷委員

第2項でございますが、事務局の説明通りでございます。なお、譲受人の小澤さんは担い手農業者であり、問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第26号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について
<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第1調査委員会 中村調査長から、報告をお願いします。

中村調査長

先程お話ししました、第1調査会の結果を報告いたします。第1項ですが、既存のコンビニの駐車場敷地の拡張ということで隣地や水路の承諾も取っており何も問題はないということでした。第2項ですが、送電鉄塔の補修工事ということで一年半と長いですが、周囲の農地なり水路も承諾を取っており何も問題はないという結論に達しております。以上報告致します。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第27号につきましては、許可相当と決定いたします。

引き続き農政関係の議題に移ります。別添資料「第6回総会 一般議案書」をご覧ください。本日は、議案が二つで、「平成29年度の目標及びその達

成に向けた活動の点検・評価（案）について」と「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議し、その他の項目として、「農地強化パトロール」について、報告がある予定です。

それでは、議案第28号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局次長より説明）

井手尾会長

この件につきまして、何か質問、意見はございませんか。

（異議なしの声）

次に、議案第29号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局次長より説明）

この件につきまして、何か質問、意見はございませんか。

（異議なしの声）

次に、その他の項として、農地強化パトロールについて、事務局から報告があります。

（橋本係長より説明）

他に何かございませんか。

村田委員

去年から、曾根新田の土地で違反転用がありまして、ダンプで赤土を埋めたり、がらを掘って入れています。対策をお願いしたいというご相談です。

井手尾会長

その件に関しては、農業委員会としてまず、地元委員がそういう行為を行っている業者に対して忠告をしますし、事務局は該当するものがあれば、法的に対処していきます。

村田委員

地主にそういう行為はしてはいけないと言っても、届けも出さないですし、どうしようもありません。

- 井手尾会長 地元委員が中心になって行う、事務局も法的にお手伝い出来ることはする、という方針で進めていくということです。
- 村田委員 道のない所をダンプが三台で運んでいる時もありました。
- 事務局長 村田委員のこの事案に関しては農地法違反となれば、農地法第51条に基づいて違反転用に対する指導を農業委員会として対処しなければいけません。行為者と事務局サイドで一度接する中で、ダンプで土を持って来た、という行為の目的は農地を改良したいという意向もあったようです。先程言いましたように、51条に基づく違反転用なのか、あるいは農地としてやる意志が本当にあるのか。そうであれば、農地改良届という手法もありますので、先方と接触する中で指導を行っていきたいと思います。また地元委員の協力もおおぐ必要がありますので、一緒に頑張っていければと思っています。
- 井手尾会長 トラブルの対応については、地元委員が1人ではなく、近くの委員に間に入っていただき、複数の委員で対応を行って頂ければと思います。そして事務局も一緒に対応するという方向でお願いします。
他に何かございませんか。
- 黒崎委員 非農地証明で、地目が変わるのでしょうか。
- 橋本係長 非農地証明の申請が出された場合は、担当の農業委員、推進委員に連絡をし、現地を見て頂いて確認をして頂きます。適応される案件かどうかは、細かく規定がありまして、20年以上非農地化状態である場合で、適合する案件のみ非農地証明を出しております。非農地証明を受け取られた所有者の方が地目変更を行う場合は、こちらを持って法務局に行かれます。地目変更の権限は法務局にありますので、登記官が現場を見られて、どういう地目であるか認定した上で、農地以外の地目に変更されるかと思われま。
- 井手尾会長 以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員さんは、27番村田委員と28番平尾委員です。よろしく申し上げます。そのほかで何かございませんか。無ければこれで平成30年第6回総会を終了します。お疲れ様でした。